

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）	【第一条関係】	1	
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）	【第二条関係】	5	
○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）	【第三条関係】	14	
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	【附則第七条関係】	31	
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）	【附則第七条関係】	33	
○小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）	【附則第八条関係】	35	
○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）	【附則第九条関係】	36	
○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）	【附則第十条関係】	38	
○株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律	号）	【附則十一条関係】	39

改正後	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人</p> <p>二 設立の日以後の期間が十年未満の会社</p> <p>3 （略）</p> <p>（受注機会の増大の努力）</p> <p>第三条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たつては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会（以下単に「中小企業者の受注の機会」という。）の増大</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（受注機会の増大の努力）</p> <p>第三条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たつては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相</p>

を図るよう努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。

(中小企業者に関する国等の契約の基本方針の作成等)

第四条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を作成するものとする。

2| 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一| 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

二| 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

三| 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

四| 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

3| 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等(国については各省各庁の長(「財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)、公庫等については当該公庫等を所管する大臣をいう。以下同じ。)と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4| 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

手方として活用するよう配慮しなければならない。

(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等)

第四条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

(新設)

2| 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等(国については「財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長、公庫等については当該公庫等を所管する大臣をいう。以下同じ。))と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3| 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針の要旨を公表しなければならない。

(中小企業者に関する契約の方針の作成等)

第五条 各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年度、基本方針に即して、国等の契約に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

2 前項の方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項
- 二 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

三 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

3 各省各庁の長及び公庫等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国等の契約の実績の概要の通知及び公表)

第六条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第七条・第八条 (略)

(新設)

(国等の契約の実績の概要の通知)
第五条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

(新設)

第六条・第七条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務)

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(新設)

改正後	現行
<p>目次（略）</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第九号及び第十五号に該当するものを除く。）を行うこと。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>六～九（略）</p> <p>十 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十五条第一項の規定による貸付け及び同条第二項の規定による協力を行うこと。</p> <p>十一～十八（略）</p> <p>十九 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条の規定による協力を</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第九号及び第十四号に該当するものを除く。）を行うこと。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>六～九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十～十七（略）</p> <p>（新設）</p>

行うこと。

二十〇二十二 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一〇三 (略)

四 市町村(特別区を含む。)に対し、その行う中小企業者の事業活動を支援する事業の実施に必要の協力を行うこと。

五〇九 (略)

3 (略)

4 第二項第九号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項に規定するものに限る。)、第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項に規定するものに限る。)並びに第一項第十号及び第十三号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

第十六条 (略)

(業務の委託)

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

十八〇二十 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一〇三 (略)

(新設)

四〇八 (略)

3 (略)

4 第二項第八号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項に規定するものに限る。)、第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項に規定するものに限る。)並びに第一項第十号及び第十二号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

第十六条 (略)

(業務の委託)

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 (略)

二 第十五条第一項第五号に掲げる業務並びに同項第九号及び第十五号に掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

三 第十五条第一項第七号から第九号まで及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四〇七 (略)

八 第十五条第二項第九号に掲げる業務

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十六号及び第十七号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に關連する同条第一項第二十一号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に關連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3・4 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号から第十四号までに掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務（産業競争力強化法第百十七条第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定す

一 (略)

二 第十五条第一項第五号に掲げる業務並びに同項第九号及び第十四号に掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

三 第十五条第一項第七号から第九号まで及び第十四号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四〇七 (略)

八 第十五条第二項第八号に掲げる業務

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十五号及び第十六号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に關連する同条第一項第十九号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に關連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3・4 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第百十七条第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定す

る出資その他の業務に限る。)並びに第十五条第一項第十八号から第二十号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。)及び同項第十五号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)並びにこれらに関連する同項第二十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第五号及び第六号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第九号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

第十九条・第二十条 (略)

る出資その他の業務に限る。)並びに第十五条第一項第十七号及び第十八号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。)及び同項第十四号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)並びにこれらに関連する同項第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

第十九条・第二十条 (略)

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項第一号に掲げるものに限る。)並びに第十五条第一項第十一号及び第十七号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 6 (略)

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号及び第十四号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項第一号に掲げるものに限る。)並びに第十五条第一項第十号及び第十六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 6 (略)

第二十三条～第二十五条 (略)

第四章 雑則

第二十六条 (略)

(権限の委任)

第二十六条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一 機構に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限

二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第二十七条～第三十二条 (略)

第五章 (略)

第二十三条～第二十五条 (略)

第四章 雑則

第二十六条 (略)

(新設)

第二十七条～第三十二条 (略)

第五章 (略)

附則

第一条〜第十三条の三 (略)

(業務の特例に係る予算等の特例)
 第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第十八条第一項第一号	並びに第十五条第一項第十号から第二十号までに掲げる業務	、第十五条第一項第十八号から第二号までに掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)	(略)
第八号に掲げる業務	(略)	(略)	第八号に掲げる業務並びに附則第八条及び第八条の六の業務

附則

第一条〜第十三条の三 (略)

(業務の特例に係る予算等の特例)
 第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第十八条第一項第一号	並びに第十五条第一項第十七号及び第十八号に掲げる業務並びに附則第七条及び第十八号に掲げる業務	、第十五条第一項第十七号及び第十八号に掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)	(略)
第七号に掲げる業務	(略)	(略)	第七号に掲げる業務並びに附則第八条及び第八条の六の業務

第二十二條	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第十八條第一項第三号	(略)	(略)	(略)
第十七号に掲	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第六号に掲げる業務	(略)	(略)	(略)
第十七号に掲げる業務並びに附則	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第六号に掲げる業務並びに附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに限る。）及び附則第八條の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに係るものに限る。）	(略)	(略)	(略)

第二十二條	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第十八條第一項第三号	(略)	(略)	(略)
第十六号に掲	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第五号に掲げる業務	(略)	(略)	(略)
第十六号に掲げる業務並びに附則	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第五号に掲げる業務並びに附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに限る。）及び附則第八條の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに係るものに限る。）	(略)	(略)	(略)

第十五条 (略)	(略)	第一項
	(略)	げる業務
	(略)	第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条及び第八条の二の業務並びに附則第八条の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。)

第十五条 (略)	(略)	第一項
	(略)	げる業務
	(略)	第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条及び第八条の二の業務並びに附則第八条の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。)

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「地域産業資源活用事業」とは、中小企業者が行う事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品に係る生産活動を利用して行われる役務の開発（当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開発に限る。第四号において同じ。）<u>、提供（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。同号において同じ。）又は需要の開拓（当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。同号において同じ。）</u></p> <p>三（略）</p> <p>四 地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「地域産業資源活用事業」とは、中小企業者が行う事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二（略）</p> <p>三 地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発（当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開拓に限る。）<u>、提供（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。）</u>若しくは需要の開拓（当該地域産</p>

4 (略)

5 この法律において「地域産業資源活用支援事業」とは、地域産業資源活用事業を行う者に対して行う地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供、地域産業資源活用事業を行う者の求めに応じて行う当該地域産業資源活用事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、地域産業資源活用事業の円滑な実施を支援する事業をいう。

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 地域産業資源活用事業に関する次に掲げる事項

イ 地域産業資源活用事業の内容に関する事項

ロ 地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項

ハ 地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項

四 地域産業資源活用支援事業に関する次に掲げる事項

イ 地域産業資源活用支援事業の内容に関する事項

ロ 地域産業資源活用支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

(削る)

五 地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項

4 (略)

業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。

(新設)

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 地域産業資源活用事業の内容に関する事項

イ 地域産業資源活用事業の内容に関する事項

ロ 地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項

ハ 地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項

四 地域産業資源活用支援事業に関する次に掲げる事項

イ 地域産業資源活用支援事業の内容に関する事項

ロ 地域産業資源活用支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

(削る)

五 地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項

3・4 (略)

(地域産業資源の内容の指定)

第四条 (略)

2| 関係市町村(特別区を含む。)の長は、前項の地域産業資源の内容に関し、当該都道府県知事に対し、意見を申し出ることができる。

3| 都道府県知事は、第一項の地域産業資源の内容を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に通知しなければならない。

第五条 (略)

(地域産業資源活用事業計画の認定)

第六条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用事業に関する計画(中小企業者が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあつてはその組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社(合併後存続する会社を含む。))が行う地域産業資源活用事業に関するものを、中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業(需要の開拓に係るものに限る。以下この項、第十条第二項及び第十三条第一項において同じ。)を行おうとする場合にあつては当該中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う地域産業資源活用事業に関するものを含む。以下「地域産業資源活用事業計画」と

3・4 (略)

(地域産業資源の内容の指定)

第四条 (略)

(新設)

2| 都道府県知事は、前項の地域産業資源の内容を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に通知しなければならない。

第五条 (略)

(地域産業資源活用事業計画の認定)

第六条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用事業に関する計画(中小企業者が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあつてはその組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社(合併後存続する会社を含む。))が行う地域産業資源活用事業に関するものを、中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業(需要の開拓に係るものに限る。以下この項、第八条第二項及び第十一条第一項において同じ。)を行おうとする場合にあつては当該中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う地域産業資源活用事業に関するものを含む。以下「地域産業資源活用事業計画」と

いう。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 (略)

3 地域産業資源活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一・二 (略)

三 地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合は、

当該者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る地域産業資源活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

三 前項第二号及び第四号に掲げる事項が地域産業資源活用事業を確実に遂行するため適切なものであること。

5 (略)

(地域産業資源活用事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定地域産業資源活用事業者」という。)は、当該認定に係る地域産業

いう。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 (略)

3 地域産業資源活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る地域産業資源活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針(第三条第二項第三号に規定する事項に限る。)に照らして適切なものであること。

三 前項第二号及び第三号に掲げる事項が地域産業資源活用事業を確実に遂行するため適切なものであること。

5 (略)

(地域産業資源活用事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る地域産業資源活用事業計画を変更しようとするときは、主務

資源活用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2| 認定地域産業資源活用事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3| 主務大臣は、前条第一項の認定に係る地域産業資源活用事業計画（第一項の変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて地域産業資源活用事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4| 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（地域産業資源活用支援事業計画の認定）

第八条 一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用支援事業に関する計画（以下「地域産業資源活用支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところ

省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

（新設）

2| 主務大臣は、前条第一項の認定に係る地域産業資源活用事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて地域産業資源活用事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3| 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

（新設）

により、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2| 地域産業資源活用支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地域産業資源活用支援事業の目標

二 地域産業資源活用支援事業の内容及び実施期間

三 地域産業資源活用支援事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3| 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る地域産業資源活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が地域産業資源活用支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(地域産業資源活用支援事業計画の変更等)

第九条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定地域産業資源活用支援事業者」という。)は、当該認定に係る地域産業資源活用支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2| 認定地域産業資源活用支援事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務

(新設)

大臣に届け出なければならない。

3| 主務大臣は、前条第一項の認定に係る地域産業資源活用支援事業計画（第一項の変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域産業資源活用支援事業計画」という。）に従って地域産業資源活用支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4| 前条第三項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（中小企業信用保険法の特例）

第十條 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）、又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）、の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる地域産業資源活用事業（以下「認定地域産業資源活用事業」という。）、に必要な資金に係るものを含む。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（中小企業信用保険法の特例）

第八條 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）、又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）、の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる地域産業資源活用事業（以下「認定地域産業資源活用事業」という。）、に必要な資金に係るものを含む。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一 項	保險価額の合 計額が	中小企業による地域産業資源を活 用した事業活動の促進に関する法 律（平成十九年法律第三十九号） 第十條第一項に規定する地域産業 資源活用事業関連保証（以下「地 域産業資源活用事業関連保証」と いう。）に係る保険関係の保険価 額の合計額とその他の保険関係の 保険価額の合計額とがそれぞれ	(略)	(略)	(略)	(略)
------------	---------------	--	-----	-----	-----	-----

2 中小企業信用保険法第三條の七第一項に規定する海外投資関
係保険の保険関係であつて、海外地域産業資源活用事業関連保
証（同項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて海
外において行われる地域産業資源活用事業に必要な資金に係る
ものをいう。）を受けた中小企業者に係るものについての同項

第三條第一 項	保險価額の合 計額が	中小企業による地域産業資源を活 用した事業活動の促進に関する法 律第八條第一項に規定する地域産 業資源活用事業関連保証（以下「 地域産業資源活用事業関連保証」 という。）に係る保険関係の保険 価額の合計額とその他の保険関係 の保険価額の合計額とがそれぞれ	(略)	(略)	(略)	(略)
------------	---------------	--	-----	-----	-----	-----

2 中小企業信用保険法第三條の七第一項に規定する海外投資関
係保険の保険関係であつて、海外地域産業資源活用事業関連保
証（同項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて海
外において行われる地域産業資源活用事業に必要な資金に係る
ものをいう。）を受けた中小企業者に係るものについての同項

及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第七條第三項に規定する認定計画に従つて海外において行われる地域産業資源活用事業（需要の開拓に係るものに限る。）に必要な資金（以下「海外地域産業資源活用事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「六億円（海外地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、「四億円）」とあるのは「四億円（海外地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十條第一項に規定する認定地域産業資源活用事業に必要な資金（以下「地域産業資源活用事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第七條第二項に規定する認定計画に従つて海外において行われる地域産業資源活用事業（需要の開拓に係るものに限る。）に必要な資金（以下「海外地域産業資源活用事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（海外地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（海外地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第八條第一項に規定する認定地域産業資源活用事業に必要な資金（以下「地域産業資源活用事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4・5 (略)

6) 認定地域産業資源活用支援事業者であつて、当該認定地域産業資源活用支援事業計画に基づく地域産業資源活用支援事業（以下「認定地域産業資源活用支援事業」という。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定地域産業資源活用支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、同法第三条第一項中「借入れ」とあるのは「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十条第六項に規定する認定地域産業資源活用支援事業の実施に必要な資金の借入れ」と、同法第三条の二第一項中「借入れ」とあるのは「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十条第六項に規定する認定地域産業資源活用支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第十一条 (略)

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十二条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）

第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

4・5 (略)

(新設)

第九条 (略)

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十条 食品流通構造改善促進機構は、食品流通構造改善促進法

（平成三年法律第五十九号）第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（以下「食品製造業者等」という。）が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 食品製造業者等が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定地域産業資源活用事業又は当該認定地域産業資源活用支援事業に参加すること。

三 認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する食品製造業者等の委託を受けて、認定計画又は認定地域産業資源活用支援事業計画に従って施設の整備を行うこと。

四 認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号。以下
---------	-------------	--

一 食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（以下「食品製造業者等」という。）が行う認定地域産業資源活用事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証

二 食品製造業者等が行う認定地域産業資源活用事業に要する費用の一部を負担してする当該認定地域産業資源活用事業への参加

三 認定地域産業資源活用事業を行う食品製造業者等の委託を受けてする認定計画に従った施設の整備

四 食品製造業者等が行う認定地域産業資源活用事業に必要な資金のあっせん

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務
 2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下「地域産業資源活用事業促進
---------	-------------	--

			「地域産業資源活用事業促進法」という。）第十二条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項第一号に掲げる業務	
第十八条第一項、第十九条及び第二十條第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項各号に掲げる業務	
(略)	(略)	(略)	(略)

第十三条 (略)

(削る)

(商標法の特例)

第十四条 特許庁長官は、認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務（次項において「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標

			法」という。）第十条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項第一号に掲げる業務	
第十八条第一項、第十九条及び第二十條第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域産業資源活用事業促進法第十条第一項各号に掲げる業務	
(略)	(略)	(略)	(略)

第十一条 (略)

第十二条 削除

(新設)

の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の第二項若しくは第二項の登録料を納付すべき者が当該認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（当該認定計画の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

2| 特許庁長官は、認定地域産業資源活用商品等に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該認定地域産業資源活用商品等に係る認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（当該認定計画の実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

3| 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の第二項若しくは第二項の登録料は、商標権が第一項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の第二項若しくは第二項の規定にかかわらず、各共有者ご

とにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

4 商標登録出願により生じた権利が第二項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域産業資源活用促進業務）

第十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町村（特別区を含む。次条第二項において同じ。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けの業務を行う。

一 認定地域産業資源活用事業者に対し、当該認定地域産業資源活用事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

（新設）

二 認定地域産業資源活用支援事業者に対し、当該認定地域産業資源活用支援事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者からの依頼に応じて、その行う認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(国、地方公共団体等の施策)

第十六条 国、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、地方公共団体と連携を図りつつ、地域産業資源を活用した商品又は役務の紹介その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案し、その地域の自然的・経済的・社会的条件に応じて、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(資金の確保)

第十七条 国は、認定地域産業資源活用事業及び認定地域産業資源活用支援事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(国等の施策)

第十三条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、地域産業資源を活用した商品又は役務の紹介その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(新設)

(資金の確保)

第十四条 国は、認定地域産業資源活用事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(情報の提供等)

第十八条 国及び地方公共団体は、認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者に対し、当該認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業の適確な実施に必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十九条 主務大臣は、認定地域産業資源活用事業者に対し、当該認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

2| 主務大臣は、認定地域産業資源活用支援事業者に対し、当該認定地域産業資源活用支援事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十条 (略)

2 第四条第三項における主務大臣は、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

3 第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を第七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項、同条第三項（第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一項から第三項まで、前条並びに次条における主務大臣は、経済産業大臣及び認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に係る事業を所管する大臣とする。

4 第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一

(指導及び助言)

第十五条 国及び都道府県は、認定地域産業資源活用事業者に対し、当該認定地域産業資源活用事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十六条 主務大臣は、認定地域産業資源活用事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(新設)

(主務大臣等)

第十七条 (略)

2 第四条第二項における主務大臣は、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

3 第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を第七条第三項において準用する場合を含む。）、第七条第一項及び第二項、前条並びに次条における主務大臣は、経済産業大臣及び認定地域産業資源活用事業に係る事業を所管する大臣とする。

4 第六条第一項及び第七条第一項における主務省令は、前項に

項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第十三条第一項における主務省令は、経済産業省令・財務省令とし、次条における主務省令は、前項に規定する主務大臣の発する命令とする。

第二十一条 (略)

(罰則)

第二十二條 第十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第十一条第一項における主務省令は、経済産業省令・財務省令とし、次条における主務省令は、前項に規定する主務大臣の発する命令とする。

第十八条 (略)

(罰則)

第十九條 第十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋の取得に対して課する不動産取得税の非課税等）</p> <p>第五十一条の二 道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を取得した場合には、当該取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該家屋の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋に対する固定資産税及び都市計画税の非課税等）</p> <p>第五十六条の二 市町村は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が平成二十三年五月二日から平成二十八年三月三十一日までの間に独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十号に掲げる業務により整備した工場又は事業場の用に供する</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋の取得に対して課する不動産取得税の非課税等）</p> <p>第五十一条の二 道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を取得した場合には、当該取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該家屋の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋に対する固定資産税及び都市計画税の非課税等）</p> <p>第五十六条の二 市町村は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が平成二十三年五月二日から平成二十八年三月三十一日までの間に独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備した工場又は事業場の用に供する</p>

家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）に対しては、当該家屋を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度の固定資産税又は都市計画税に限り、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

2
57
(略)

家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）に対しては、当該家屋を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度の固定資産税又は都市計画税に限り、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

2
57
(略)

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（傍線部分は改正部分）

改正後

現行

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税）

第四十条の四 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備する工場又は事業場の用に供する仮設建築物であつて東日本大震災により著しい被害を受けた市町村の区域の復興に資するものとして政令で定めるものの建築をした場合には、当該仮設建築物の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日の翌日から平成二十八年三月三十一日までの間に受けるもの限り、登録免許税を課さない。

第四十条の四 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備する工場又は事業場の用に供する仮設建築物であつて東日本大震災により著しい被害を受けた市町村の区域の復興に資するものとして政令で定めるものの建築をした場合には、当該仮設建築物の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日の翌日から平成二十八年三月三十一日までの間に受けるもの限り、登録免許税を課さない。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）

第五十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（次項において「機構」という。）が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十三号に掲げる業務に関して作成する印紙税法別表第一一号の課税物件の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契

第五十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（次項において「機構」という。）が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十二号に掲げる業務に関して作成する印紙税法別表第一一号の課税物件の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契

2
(略)

約に基づき作成されるものに限る。)のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。

2
(略)

約に基づき作成されるものに限る。)のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。

改正後	現行
<p>（共済金等からの控除等）</p> <p>第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「機構法」という。）第十五条第二項第九号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。</p> <p>第十六条の三 機構が機構法第十五条第二項第九号の規定による共済契約者又は共済契約者であつた者に対する貸付けを行つた場合において、その貸付けに係る貸付金の弁済期後経済産業省令で定める期間を経過した後なお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、機構は、その共済契約者又は共済契約者であつた者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数の最も少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取り崩し、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（共済金等からの控除等）</p> <p>第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「機構法」という。）第十五条第二項第八号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。</p> <p>第十六条の三 機構が機構法第十五条第二項第八号の規定による共済契約者又は共済契約者であつた者に対する貸付けを行つた場合において、その貸付けに係る貸付金の弁済期後経済産業省令で定める期間を経過した後なお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、機構は、その共済契約者又は共済契約者であつた者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数の最も少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取り崩し、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。</p> <p>2 (略)</p>

改正後

現行

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）	
文書名	作成者
（略）	（略）
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号、第十四号、第十六号並びに第十七号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務（同項第八号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等	

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）	
文書名	作成者
（略）	（略）
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十一号、第十三号、第十五号並びに第十六号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務（同項第七号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等	

<p>(略)</p>	<p>業務に係る業務の特例)の業務(同条第一項第五号ロからニまでに掲げる業務を除く。)、同法附則第六条(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)の業務、同法附則第八条(旧繊維法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務に関する文書</p>
<p>(略)</p>	

<p>(略)</p>	<p>業務に係る業務の特例)の業務(同条第一項第五号ロからニまでに掲げる業務を除く。)、同法附則第六条(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)の業務、同法附則第八条(旧繊維法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務に関する文書</p>
<p>(略)</p>	

改正後	現行
<p>（新事業の開拓の成果を有する中小企業者の国等の契約における受注機会の増大への配慮）</p> <p>第百十九条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）<u>第二条第三項</u>に規定する国等は、中小企業の活力の再生を速やかに実現するため、同法第三条に規定する国等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であつて新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓の成果を有する者の受注の機会の増大を図るよう配慮するものとする。</p>	<p>（新事業の開拓の成果を有する中小企業者の国等の契約における受注機会の増大への配慮）</p> <p>第百十九条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）<u>第二条第二項</u>に規定する国等は、中小企業の活力の再生を速やかに実現するため、同法第三条に規定する国等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であつて新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓の成果を有する者の受注の機会の増大を図るよう配慮するものとする。</p>

改正後	現行
<p>附則</p> <p>（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）</p> <p>第十五条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第一項の表第三条の二第三項及び第三条の四第二項の項中「第三条の二第三項」の下に「、第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削り、同条第六項中「認定地域産業資源活用支援事業者であつて」を「認定地域産業資源活用支援事業者（中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて」に、「中小企業信用保険法」を「同法」に改める。</p>	<p>附則</p> <p>（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）</p> <p>第十五条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条第一項の表第三条の二第三項及び第三条の四第二項の項中「第三条の二第三項」の下に「、第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削る。</p>